

令和6年度第2回村山地域保健医療協議会
(村山地域医療構想調整会議)

【日 時】 令和6年10月3日(木) 午後6時30分～

【場 所】 WEB会議

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

(1) 病床機能調整ワーキングの開催状況

【資料1】

4 協 議

(1) 病床整備計画について

【資料2】

(2) その他

5 そ の 他

6 閉 会

<Zoom 情報>

<https://us02web.zoom.us/j/89877827615>

ミーティング ID: 898 7782 7615

パスコード: 530843

配 付 資 料

■資料 1 (P1) 病床機能調整ワーキングの開催状況

■資料 3 (P2～9) 病床整備計画

■参考資料 1 山形県地域保健医療協議会 設置要綱

■参考資料 2 村山地域保健医療協議会 委員名簿

■参考資料 3 審議会等の公開に関する指針

■参考資料 4 山形県情報公開条例

令和6年度 第2回村山地域保健医療協議会（村山地域医療構想調整会議） 出席者名簿

【日 時】 令和6年10月3日（木）午後6時30分～

【開催方法】 村山保健所（WEB会議）

【委員】

NO	委 員	代理出席者	備 考
1	山形市医師会長 金谷 透		
2	上山市医師会長 渋谷 真一郎	欠 席	
3	天童市東村山郡医師会長 鞍掛 彰秀		
4	寒河江市西村山郡医師会長 鈴木 明朗	（代理出席） 副会長 斎藤 正	
5	北村山地区医師会長 高橋 則好		
6	山形県歯科医師会 （山形市歯科医師会長） 小関 陽一		
7	山形県薬剤師会長 岡崎 千賀子		
8	日本精神科病院協会山形県支部 （二本松会かみのやま病院長） 村岡 義明		
9	山形大学医学部附属病院長 土谷 順彦	（代理出席） 副病院長 高木 理彰	
10	山形県立中央病院長 鈴木 克典		
11	山形市立病院済生館長 貞弘 光章		
12	天童市民病院長 高畠 典明		
13	山形済生病院長 石井 政次	（代理出席） 事務長 武田 努	
14	東北中央病院長 田中 靖久	（代理出席） 事務部長 鈴木 文博	
15	篠田総合病院長 篠田 淳男		
16	至誠堂総合病院長 小林 真司		
17	みゆき会病院長 安藤 常浩		
18	山形県立河北病院長 佐藤 敏彦		
19	寒河江市立病院長 後藤 康夫	（代理出席） 事務長 山田 良一	
20	朝日町立病院長 小林 達	（代理出席） 事務長補佐 熊谷 忍	
21	西川町立病院長 武田 隆	（代理出席） 病院経営管理室長 佐藤 尚史	
22	北村山公立病院長 國本 健太		
23	山形市長 佐藤 孝弘	（代理出席） 保健総務課長 三條 恵美	
24	天童市長 山本 信治	（代理出席） 健康課長 花輪 達也	
25	寒河江市市長 佐藤 洋樹	（代理出席） 健康増進課長 黒田 美紀	
26	西川町長 菅野 大志	（代理出席） 健康福祉課長 荒木 真也	
27	朝日町長 鈴木 浩幸	（代理出席） 健康福祉課長 畑 英俊	
28	東根市長 土田 正剛	（代理出席） 健康推進課長 後藤 光	
29	山形県看護協会支部理事（山形支部長） 保立 美枝子		

N0	委 員	代理出席者	備 考
30	山形県栄養士会医療事業部員 会田 弓子	欠 席	
31	山形県民生委員児童委員協議会 副会長 長瀬 武久	欠 席	
32	山形県地域包括支援センター等協議会 副理事長 大江 祥子		
33	山形県老人福祉施設協議会 筆頭副会長 山川 淳司		
34	山形県保険者協議会 委員（山辺町町民生活課長） 川 口 崇		
35	山形市保健所長 山下 英俊		
36	村山保健所長 藤井 俊司		村山保健所にて参加

【オブザーバー】

N0	所属・氏名	備考
37	山形県医師会常任理事 神村 裕子	
38	山形県看護協会会長 若月 裕子	欠 席

【助言者】

N0	所属・氏名	備考
39	山形大学大学院医学系研究科医療政策学講座教授 村上 正泰	

【県関係者】

N0	所属・職名・氏名	備考	
40	健康福祉部医療政策課 課長補佐（総括・医務企画担当） 工藤 和久	村山保健所にて参加	
43	// 医療政策課 医務企画主査 鈴木 裕也	村山保健所にて参加	
44	病院事業局県立病院課 課長補佐 高梨 芳樹		
45	村山総合支庁 保健福祉環境部長 大瀧 亜樹	村山保健所にて参加	事務局
46	村山総合支庁保健福祉環境部 保健企画課長 岡部 清	村山保健所にて参加	事務局
47	// 保健企画課 医務主幹 森 福治	村山保健所にて参加	事務局
48	// 保健企画課 課長補佐 田澤 延真	村山保健所にて参加	事務局
49	// 保健企画課 企画調整主査 横山 貴樹	村山保健所にて参加	事務局
50	// 保健企画課 企画調整主査 高谷 恵理	村山保健所にて参加	事務局

病床機能調整ワーキングの開催状況

- 1 日 時 令和6年7月9日（火）14:00～
- 2 開催方法 WEB 会議
- 3 出席者 村山管内 25 病院のうち、22 病院が出席（うち代理出席 7 病院）
- 4 内 容
 - （1）新たな地域医療構想に関する論点等
 - （2）村山地域における医療提供体制に係る意見交換

【説明概要】

- 85歳以上の高齢者が増加し少子化に伴って医療従事者のマンパワーの減少が見込まれる 2040 年を見据えた構想を策定していく必要がある。
- 従来地域医療構想は二次医療圏をベースとして入院（病床数）に特化しているが、新たな構想では、外来医療と在宅医療、医療と介護の連携、人材確保が大きな柱となり、二次医療圏の中での合併や分割、県と市町村の役割などについても検討していかなければいけない。
- 村山地域における年齢別の人口分布について、令和2年度（2020年度）と令和22年度（2040年度）を比較した場合、村山地域全体の人口は減少するにもかかわらず、75歳以上の人口は逆に増加する見込み。
- 令和5年度に策定した県外来医療計画では、診療所医師の高齢化により、外来医療の担い手減少が続く、外来医療（初期救急、在宅医療、公衆衛生）の機能が不足していることが課題として挙げられている。実際の問題として、救急、特に小児救急と高齢者救急が非常に重要。（外来医療を確保するため、村山地域では、かかりつけ医の普及促進、軽症時の平日日中の受診等の推進、在宅医療の理解を深めるための研修実施、医療従事者の養成確保等に取り組むこととしている。）

【主な意見】

- 救急告示病院は総じて「診ることが出来れば診る」「出来るだけ救急患者は受け入れる」という姿勢ではあるものの、当直医が専門とする診療科でない、検査や画像撮影が出来る体制でない等の理由から、自ら救急患者を受け入れられず、他医院にお願いするケースがある。
- 救急に関して問題となっているのは平日日中でなく、夜間・休日。どのような患者がどの病院に流れているのかデータを提示してほしい。
- 最初に救急患者を受けた病院から、他病院で引き受けてもらえるシステムを構築してほしい。まずは、かかりつけ医のいる患者が、かかりつけ医で夜間検査が出来ないという理由で入院した際の下り搬送から始めると良いのではないかと。
- 新たな地域医療構想の論点でも高齢者救急は中心的なテーマであるので、もっと踏み込んだ、具体的な問題点や課題が浮き彫りになるデータや、そのデータに基づいた具体的な論点を整理する必要がある。また、救急医療の負荷を減らす観点から、在宅や介護施設での医療的対応能力の向上も重要な論点。

山形県地域保健医療協議会設置要綱

(設置)

第1 住民の健康を確保し、地域の特性や実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として策定された地域保健医療計画の円滑な進行を図るほか、地域医療構想調整会議として地域医療構想の達成の推進を図ることを目的に医療法第30条の14で規定する協議を行うため、山形県保健医療計画で定める二次保健医療圏ごとに、別表に掲げる地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 地域保健医療計画及び地域医療構想の進捗状況の把握、評価に関すること。
- (2) 地域保健医療計画及び地域医療構想の見直しに関すること。
- (3) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること。
- (4) 病床機能報告制度による情報の共有に関すること。
- (5) 地域医療構想の達成を推進するための方策に関すること。
- (6) 地域の病院・有床診療所の開設・増床等に関すること。
- (7) 外来医療計画に関すること。
- (8) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(委員)

第3 協議会は、それぞれ委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) 医療保険者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中で委嘱する場合又は委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会等)

第6 協議会に、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるために、専門部会やワーキングを置くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、別表に掲げる総合支庁保健福祉環境部において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別 表

二次保健 医 療 圏	地域保健医療協議会	庶務担当総合支庁 保健福祉環境部
村山圏域	村山地域保健医療協議会	村山総合支庁
最上圏域	最上地域保健医療協議会	最上総合支庁
置賜圏域	置賜地域保健医療協議会	置賜総合支庁
庄内圏域	庄内地域保健医療協議会	庄内総合支庁

村山地域保健医療協議会 委員名簿

	役 職	氏 名
1	山形市医師会長	金 谷 透
2	上山市医師会長	洪 谷 真一郎
3	天童市東村山郡医師会長	鞍 掛 彰 秀
4	寒河江市西村山郡医師会長	鈴 木 明 朗
5	北村山地区医師会長	高 橋 則 好
6	山形県歯科医師会（山形市歯科医師会長）	小 関 陽 一
7	山形県薬剤師会長	岡 寄 千賀子
8	日本精神科病院協会山形県支部（二本松会かみのやま病院長）	村 岡 義 明
9	山形大学医学部附属病院長	土 谷 順 彦
10	山形県立中央病院長	鈴 木 克 典
11	山形市立病院済生館長	貞 弘 光 章
12	天童市民病院長	高 畠 典 明
13	山形済生病院長	石 井 政 次
14	東北中央病院長	田 中 靖 久
15	篠田総合病院長	篠 田 淳 男
16	至誠堂総合病院長	小 林 真 司
17	みゆき会病院長	安 藤 常 浩
18	山形県立河北病院長	佐 藤 敏 彦
19	寒河江市立病院長	後 藤 康 夫
20	朝日町立病院長	小 林 達
21	西川町立病院長	武 田 隆
22	北村山公立病院長	國 本 健 太
23	山形市長	佐 藤 孝 弘
24	天童市長	山 本 信 治
25	寒河江市長	佐 藤 洋 樹
26	西川町長	菅 野 大 志
27	朝日町長	鈴 木 浩 幸
28	東根市長	土 田 正 剛
29	山形県看護協会支部理事（山形支部長）	保 立 美 枝 子
30	山形県栄養士会医療事業部員	会 田 弓 子
31	山形県民生委員児童委員協議会副会長	長 瀬 武 久
32	山形県地域包括支援センター等協議会副理事長	大 江 祥 子
33	山形県老人福祉施設協議会筆頭副会長	山 川 淳 司
34	山形県保険者協議会委員（山辺町町民生活課長）	川 口 崇
35	山形市保健所長	山 下 英 俊
36	村山保健所長	藤 井 俊 司

※任期：令和5年2月1日から令和7年1月31日まで（2年間）

審議会等の公開に関する指針

平成18年3月31日制定

平成18年4月1日施行

1 趣旨

県の設置する審議会等が県の政策形成に果たす役割に鑑み、審議会等の設置及びその会議開催の目的の達成に支障がないよう配慮しつつ、審議会等に関する情報を公開することの意義に照らし、審議会等の公開に関する指針を定めるものとする。

2 定義

この指針において、審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及び要綱、要領又は個別の決裁等により学識経験者や関係者の意見を県政に反映させることを目的として設置されている協議会、懇話会等（県民、学識経験者等が構成員の全部又は一部となっているものに限る。）をいう。

3 審議会等の会議の公開

審議会等の会議の公開については、次の各号に示すところに沿って、審議会等が決定するものとする。

(1) 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

イ 情報公開条例第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に關し審議会等を行う場合

ロ 会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合

(2) 審議会等の会議の公開の方法は、原則として次に掲げるところによるものとする。

イ 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

ロ 審議会等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

ハ 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、会議の傍聴に係る順守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(3) 会議の全部又は一部を非公開とする場合は、ホームページへの掲載等により、非公開の理由を具体的に明らかにするものとする。

4 審議会等の情報の公開

審議会等の情報の公開については、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に示すところによる。

(1) 審議会等の開催予定

審議会等の日時、場所及び議題等の開催予定を、県ホームページ上で事前に公開するものとする。

(2) 審議会等の記録等

イ 公開で行われた審議会等の記録等

公開で行われる審議会等については、審議会等の記録を作成し、県ホームページ上で公開するものとする。この場合、審議会等の記録の形態は、会議録のほか、会議録要旨によることもできるものとするが、会議録要旨による場合であっても、当該審議会等における具体的な発言内容等がわかるよう、できる限り詳細な記録に努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、必要に応じて県ホームページ、情報公開窓口（行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。）又は当該審議会等を所管する各所属において適宜公開するものとする。

ロ 非公開で行われた審議会等の記録等

非公開で行われた審議会等については、議事の性質・内容に応じ、会議録、会議録要旨又は会議の概要をまとめた会議概要等を作成し、できる限り県ホームページ上で公開

するよう努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、議事の性質・内容に応じ、できる限り公開で行われた審議会等に準じた公開に努めるものとする。

ハ 審議会等の記録等の公開に当たっての留意事項

会議の記録等の公開に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の諸規定を順守するとともに、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項各号に規定する不開示情報に該当する情報の取扱いに充分留意するものとする。

5 留意事項

- (1) 審議会等は、報道機関の取材活動について配慮するものとする。
- (2) 情報公開条例及び個人情報保護法の規定に基づく、審議会等に関する公文書及び保有個人情報の開示請求に対しては、この指針による審議会等の公開の状況にかかわらず、それぞれの法令及び条例の規定に基づき、請求の対象となる公文書及び保有個人情報の特定並びに開示・不開示の決定がなされるものであることに留意すること。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。

附 則

この指針は、平成18年4月24日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。

附 則

この指針は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

○山形県情報公開条例

平成 9 年 12 月 22 日 山形県条例第 58 号

改正

平成12年 7 月 18 日 条例第 50 号
 平成12年 10 月 13 日 条例第 62 号
 平成13年 7 月 10 日 条例第 35 号
 平成14年 3 月 22 日 条例第 9 号
 平成14年 10 月 11 日 条例第 52 号
 平成16年 3 月 19 日 条例第 14 号
 平成16年 12 月 20 日 条例第 55 号
 平成17年 10 月 11 日 条例第 93 号
 平成19年 3 月 16 日 条例第 12 号
 平成19年 3 月 16 日 条例第 15 号
 平成20年 3 月 21 日 条例第 6 号
 平成27年 3 月 20 日 条例第 7 号
 平成27年 12 月 25 日 条例第 58 号
 平成31年 3 月 15 日 条例第 14 号
 平成31年 3 月 15 日 条例第 15 号

山形県情報公開条例をここに公布する。

山形県情報公開条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政に関する情報の公開を請求する権利につき定めることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する適正な評価の確保及び参加の促進を図り、もって県民の県政に対する理解と信頼を深め、及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者及び県が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 実施機関の職員 実施機関及びその委員並びに実施機関の附属機関の構成員及び事務部局（教育委員会にあっては、学校その他の教育機関を含む。）の職員（副知事及び県が設立団体である地方独立行政法人の役員を含む。）をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ロ 山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年 3 月 県条例第14号）第 2 条第 6 項に規定する特定歴史公文書
 - ハ 山形県立図書館、山形県立博物館その他の規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（イ及びロに掲げるものを除く。）
- (4) 開示 閲覧に供し、又は写しを交付することその他規則で定める記録媒体については規則で定める方法により情報を提供することをいう。

(適正使用)

第 3 条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求するものは、この条例により認められた権利を正当に行使するとともに、公文書の開示により得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(開示の請求)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

2 前項の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

(2) 開示を請求する公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、第1項の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(実施機関の開示義務等)

第5条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書の開示をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合は、実施機関は、当該公文書の開示をしてはならない。

3 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分(以下「不開示部分」という。)が当該不開示部分を除いた部分(以下「開示部分」という。)と容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者に対し、当該開示部分の開示をしなければならない。ただし、当該開示部分に客観的に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

4 閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(不開示情報等)

第6条 前条に規定する不開示情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示により、公にしてはならないこととされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報(開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。)

ハ 人の生命、身体、健康、財産又は生活(以下「人の生命等」という。)を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報

ニ 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって、公益上開示をすることがより必要であるもの(開示をすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを除く。)として規則で定めるもの

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるも

の。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から人の生命等を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報を除く。

イ 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報

ロ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束（法人等又は個人において一般に公にされていない等当該約束の締結に合理的な理由があると認められるものに限る。）の下に、任意に提供された情報

(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報

(5) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにせず、当該公文書の開示をしないことができる。

（公益上の理由による裁量的開示）

第6条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（開示請求に対する決定等）

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をするときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をしないときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前2項の期間内に前2項に規定する決定（以下「開示等決定」という。）をすることができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、その旨、前2項の期間内に開示等決定をすることができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。

4 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該公文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項及び第2項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。

（事案の移送）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書が当該実施機関以外の実施機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、関係実施機関と協議の上、事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第9条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、実施機関は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 前項の場合において、第6条第1項第2号ハ、同項第3号ただし書又は第6条の2の規定に該当することにより開示の決定をする公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等決定をするに際し、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合等相当の理由があるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により第三者の意見を聴き、又は前項の規定により第三者に意見を述べる機会を与えた場合において、当該第三者に関する情報が記録されている公文書の開示の決定をしたときは、実施機関は、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、通知するものとする。

(手数料)

第10条 県は、開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたもののうち次の各号に掲げるものから、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 文書、図画又は写真について写しの交付により開示を受けるもの 交付する写しの枚数（日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあつては日本産業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。）1枚につき10円（規則で定める写しにあつては、50円を超えない範囲で規則で定める額）

(2) 第2条第3号に規定する情報が記録された規則で定める記録媒体について開示を受けるもの 当該記録媒体の種類に応じ、同条第4号に規定する規則で定める方法ごとに190円を超えない範囲で規則で定める額

2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事、企業管理者及び病院事業管理者は、手数料を納付したものが、そのものの責めに帰すことができない理由により、開示の決定に係る公文書の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 知事、企業管理者及び病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

(県が設立団体である地方独立行政法人の公文書の開示費用)

第10条の2 県が設立団体である地方独立行政法人から開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたものは、当該開示に要する費用（以下「開示費用」という。）を負担しなければならない。

2 開示費用の額は、実費の範囲内において、前条第1項の手数料の額を参酌して、当該地方独立行政法人が定める。

3 県が設立団体である地方独立行政法人は、開示費用の額を定めたときは、これを公表しなければならない。

(県が設立団体である地方独立行政法人に対する審査請求)

第10条の3 県が設立団体である地方独立行政法人がした開示等決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第10条の4 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第11条 開示等決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

(他の制度との調整)

第12条 法令等(山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)を除く。)の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

(適用除外)

第13条 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(情報公開の総合的な推進)

第14条 実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、情報の提供その他情報公開に関する施策の充実を図り、県民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、この条例の円滑な運用を確保するため、資料の提供その他開示請求をしようとするものの利便性を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、情報公開の推進及びこの条例の規定に基づき開示請求をしようとするものの利便性の向上に資するため、情報公開に係る総合的な案内のための窓口を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(公文書の管理)

第16条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるとともに、これを公表しなければならない。

(出資法人の情報公開)

第17条 県が出資している法人(県が設立団体である地方独立行政法人を除く。)のうち実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(指定管理者の情報公開)

第18条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の当該管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(県が設立団体である地方独立行政法人に関する経過措置)

2 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした決定その他の行為のうち当該地方独立行政法人の成立の際現にその効力を有するもので、同日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした決定その他の行為とみなす。

3 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の際現にこの条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立の日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則(平成12年7月18日条例第50号)

改正

平成16年3月19日条例第14号

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号、第6条第1項第2号及び第4号並びに第11条の改正規定並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示及び当該開示の決定を受けたものから徴収

する手数料については、改正後の山形県情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月13日条例第62号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月10日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月22日条例第9号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第10条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月11日条例第52号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の山形県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

（山形県情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 山形県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年7月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（山形県情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の山形県情報公開条例の一部を改正する条例の規定は、施行日以後になされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月20日条例第55号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年10月11日条例第93号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会に諮問されている事項については、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問されているものとみなす。

- 5 山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項及び第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 6 附則第2項及び第3項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月16日条例第15号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号口の改正規定は、同年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月21日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第58号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の山形県情報公開条例第11条及び改正前の山形県個人情報保護条例第22条に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月15日条例第14号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成31年3月15日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形県情報公開条例第10条第1項第1号の改正規定及び第2条中山形県個人情報保護条例第16条第1項第1号の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。